

免許更新制について

文部科学省初等中等教育局 教職員課
課長補佐 山田 泰造

1. 教員免許更新制の導入目的

教員は、子供の一生を左右しかねない重要な役割を担っており、教員には、常に研究と修養に努めることが求められている。

特に近年、グローバル化や情報化、少子高齢化など、学校を取り巻く社会の状況は大きく変わりつつあり、このような社会状況の激しい変化や、子どもの教育に果たす役割を考えると、教員として必要な知識や技能は、本来的に、時代の進展に応じて更新が図られるべき性格を有しているということができる。

もし、このような中で、何十年も前に得た知識や技能のまま、子供たちに教育を行った場合、最近話題となっているLDやADHDの子ども達への接し方を知らずに生徒指導を行ったり、太陽系における惑星の定義の変遷を知らずに、冥王星について教えるようなことも起こりえないとはいえない。

医師や弁護士など、他の職業資格のように利用者が教員を選ぶことができれば、一定の競争原理が働くため、教員の自己研鑽による質の確保を、制度としてもある程度期待することができる。しかしながら、子どもたちは学校や教員を選ぶことができないため、教員については、

制度として、知識技能の質を確保することが必要不可欠となる。

このようなことから、最新の知識技能を修得するため、つまり刷新（リニューアル）のための更新制の導入が決められたのである。

2. 不適格教員の排除との関係

更新制は、指導力が足りない、適格性のない教員の排除のために行うべきである、という指摘がある。

そもそも、教員免許制度は、教員になる前に大学に必要な最低限の知識と技能を修得させることにより、教員の資質の確保を図ろうとするものである。また、大学において、教員に必要な適格性を備えているかを厳格に判断することはできない。

したがって、教員となった後、実際に教員としての適格性があるかどうかまで確認し、担保することは免許制度では困難であるということができる。

教員の適格性の確保は、現在の我が国においては、任用制度によって図られている。正式な採用の前の条件附任用の期間は、他の地方公務員の倍の1年間であり、その期間中に適格性がないと判断されれば正式採用しないことができ

るほか、正式採用された後も、分限処分により免職することができる。

また、今回の教員免許更新制の導入とあわせて、教育公務員特例法の改正により、指導力不足教員のための指導改善研修の制度が新たに創設され、その手続きも明確となった。

教員の適格性の判断に不向きな免許制度が、適格性を確保する任用制度を飛び越えて不適格教員の排除を行おうとすれば、学校では指導力のある教員として評価されていた教員が、更新制によって排除されることが起こりえるなど、現場に混乱が生じることとなりかねない。

10年に一度の更新制に不適格教員の排除を求めるのではなく、不適格と認められる場合にはいつでも排除しうる現行制度や今回の指導改善研修制度を適切に活用することが、この問題の解決には適しているといえることができる。

また、更新に必要な講習は30時間であるが、講習を受講することができる期間は2年間あり、履修できなかった部分があれば、その部分だけ何度でも受け直すことが可能である。

更に、教員免許制度は、そもそも教員の必要最低限の知識技能を担保する制度であるため、更新講習においても必要最低限の知識技能が得られれば講習が修了できることとなる。

したがって、日々の職務を支障なくこなすことのできる多くの教員にとっては、教員免許の有効期間の更新は困難なものではない。

以上述べたとおり、教員免許更新制は不適格教員の排除を直接の目的としたものではなく、更新のハードルも高いものではないが、何度講習を受講しても修了することができず、最新の知識技能が身につかない教員については、結果として教壇から排除されることとなる。このような者の中に不適格教員が含まれている場合はありえると考えられる。

3. 免許状更新講習

教員免許更新制は、10年ごとに、30時間の講習を受けることがその骨格となっており、この講習が、「更新講習」である。

免許状の授与を受ける時には、文部科学大臣の認定を受けた大学で単位や学位を取得することが要件となっている。免許の有効期間の更新においても、文部科学大臣の認定を受けた更新講習を、大学などで受けることが必要である。

免許状の有効期間の更新に必要な更新講習は、30時間だが、各大学などは、その内の一部だけを開設することや、30時間を分けて開設することが可能である。

また、受講者である教員も、1つの大学で30時間のパッケージで開設される更新講習を受講することも、複数の大学の更新講習のうちから自分が受けたいものを選んで受講することもできる。

更新講習は、以下の2つの事項をその内容としている。

教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項（12時間以上）

教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項（18時間以上）

については、全ての教科、学校段階の教員に共通の事項を修得するためのもので、については、教科ごと、学校段階ごとなどで、受講者である教員が、自分の課題意識にあったものを選択し、受講することとなっている。

また、については、6時間以上であれば開設できることとなっているため、教員も、複数の大学の講習の中から、例えば6時間の講習を3つ選んで受けるなどの履修方法が可能となる。

4. 修了認定

更新講習を30時間以上「修了」することが、教員免許更新のためには必要だが、この「修了」には、単に更新講習を受けるだけでなく、大学などの更新講習の開設者が行う「修了認定試験」を受け、これに合格することが必要である。

複数の大学の講習を履修した場合、それぞれ

の大学で「履修認定証明書」の発行を受け、それらをまとめて勤務地の都道府県教育委員会に提出することにより、免許の有効期間の更新ができる。

文部科学省令に基づく告示により、更新講習の各事項ごとの内容について「基礎的な知識技能を有すること」が修了認定の基準として示されている。

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 <small>(平成20年度実施の「予備講習」受講により受講義務の一部又は全部が免除可能)</small>	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

教諭免許状又は養護教諭免許状を所持する教育職員等（栄養教諭を除く。）

5．修了確認期限

平成21年4月の教員免許更新制導入後にはじめて免許状を取得される者については、免許状にその有効期間が定められているため、自分がいつ更新講習を受講しなければいけないかが明確である。

一方、平成21年4月の教員免許更新制導入前に免許状を取得された者の免許状は、終身有効なものとして授与されており、有効期間が定められていない。

しかしながら、このような免許状を持っている教員であっても、更新制導入の目的である「最新の知識技能の修得」の必要性は変わらないため、10年ごとの「期限」までに更新講習を受講する義務が課されることとなった。この10年ごとの「期限」が「修了確認期限」である。

教員が修了確認期限までに更新講習を修了できなかった場合には、その者の有する免許状が失効することとなる。

6．最初の修了確認期限

今回、教員免許更新制導入の法改正を受けて、省令で最初の修了確認期限が定められた。

具体的には更新制導入後、35歳、45歳、55歳のいずれかで最初に迎える年度末が最初の修了確認期限として定めている（表参照）。この35歳、45歳、55歳という年齢は、非常に重要であるため、読者の方には是非覚えておいていただきたい。

現職教員や校長、教育委員会などにおかれて

は、自分や自分の学校の教員にこの年齢に該当する人がいるかを確認し、受講漏れのないようご配慮賜りたい。

例外として、栄養教諭の免許状を有する者については、その授与から10年が経過していないことから、最初の修了確認期限は栄養教諭の免許状の授与の10年後の年度末となっており、注意が必要である。

2回目以降の修了確認期限は、前回の修了確認期限の10年後となる。

7．更新講習修了確認

更新講習を受講して、修了したら、次はそのことを都道府県教育委員会に申請して「更新講習修了確認」を受けることが必要である。

この「更新講習修了確認」は、受けることにより次の修了確認期限までの10年間、教壇に立つことができることとなるため、「更新」に相当するものだと覚えていただきたい。

8．受講期間

更新講習は、修了確認期限の前の2年間で受講し、修了することが必要である。正確には、修了確認期限の2年2月前～2月前までの2年間であり、例えば、平成24年3月末を35歳で迎える教諭は、平成22年2月～平成24年1月までの2年間、更新講習を受講することができる（図参照）。

修了確認期限の直前の2月間は、都道府県教育委員会が更新講習修了確認の手続きを行うための期間として、受講が認められていない。

更新講習修了確認までの流れ

(平成21年3月31日以前に授与された免許状)

平成20年1月



免許状を更新するためには
次の2つの手続が必要です。

1. 修了確認期限までに大学などで更新講習を受講し、修了する
2. 教育委員会で修了確認を受ける

※平成24年3月31日が修了確認
期限の方の場合

修了確認期限
H24.3.31

- ①修了確認期限の確認
- ②受講する講習の申込
- ③受講・修了
- ④更新講習修了確認

修了確認申請締切
教育委員会における
更新事務作業期間
(2ヶ月程度)

自分の生年月日をもとに
修了確認期限がいつなの
かを確認してください。
受講期間は期限直前の
2年間です。

大学などが開設する講習
を選び、申込を行います。
講習内容は文部科学省や
各大学のHPなどで情報提
供を行います。

最初の夏休みに30時間
全部受講したい！
次の夏休みは時間がな
いので12時間だけ受講
したい……

30時間の講習を修了！
次は修了確認申請を
行います。

修了確認完了！
次の10年間免許状は
有効です。

文部科学省令(第1)
昭和〇年×月△日生まれ
→平成24年3月31日
※上記はあくまでイメージです

更新講習HP

5日で30時間受けられ
る大学はどこかな？
共通的な領域が充実してい
る大学はどこ？
学校種・教科種に応じた領域
は、理科教育に力を入れて
いる大学で受けたい。



講習の内容

1. 教育の最新事情(12時間)
学校段階や教科にかかわらず共通的な領域を履修
2. 教科指導生徒指導等(18時間)
学校段階や教科等ごとに各教員の課題認識に応じ
た領域を履修



(注2)次の修了確認期限は先の修了確認期
限の満了から10年後の年度末です。

次の修了確認期限は
平成34年3月31日。(注2)

(注1)現職教員の最初の修了確認期限については文部
科学省令に定める予定です。省令作成後、様々な
機会を通じて周知を図ります。